

川崎市発達障害者支援地域連絡調整会議開催運営等要綱

(29川健障計第718号健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市発達障害者支援地域連絡調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(設置主体)

第2条 調整会議の設置主体は、川崎市健康福祉局とする。

(所掌事項)

第3条 調整会議は、発達障害児者の支援体制の推進に関し、次の事項について、関係者間の意見調整や実施手法の確認等の連絡調整の場として開催する。

- (1) 支援の現状と課題の整理・情報共有に関する事
- (2) 支援のための体制整備に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(委員)

第4条 調整会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 団体関係者
- (4) 当事者
- (5) その他関係者

(運営)

第5条 調整会議は必要に応じて開催し、健康福祉局障害計画課長が主宰する。

2 調整会議は、必要があると認められたときは、検討課題等に応じて作業部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。